

塩川地区会議 設立総会次第

平成 29 年 6 月 15 日 (木) 午後 6 時
場所 コミュニティセンター塩川

- 1 開 会
- 2 あいさつ、経過報告等
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 塩川地区会議規約（案）について
- 6 議 事
 - (1) 議長の選出
 - (2) 設立総会の成立（代議員総数 人、出席代議員 人、委任状提出 人）
 - (3) 第 1 号議案 平成 29 年度 塩川地区会議の役員（案）について
※会長あいさつ。
 - (4) 第 2 号議案 平成 29 年度 塩川地区会議事業計画（案）について
 - (5) 第 3 号議案 平成 29 年度 塩川地区会議予算（案）について
- 7 役員自己紹介
- 8 閉 会

第1号議案

丸子まちづくり会議

塩川地区会議 役員 一覧

	役職名	氏名	自治会	団体
1	会長	鷹野 忠司	坂井	前自治会長
2	副会長	北沢 博光	南方	〃
3	〃	柳沢 久美子	石井	丸子まちづくり会議
4	理事	西沢 直樹	藤原田	前自治会長
5	〃	大久保 善司	郷仕川原	〃
6	〃	塚田 恒芳	南方	自治会長
7	〃	滝沢 亮	郷仕川原	〃
8	〃	笹沢 幸三	坂井	〃
9	〃	滝沢 昭男	狐塚	〃
10	〃	八木沢 啓一	石井	〃
11	〃	堀内 正幸	藤原田	〃
12	〃	堀内 洋子	藤原田	民生児童委員
13	〃	北沢 良子	南方	〃
14	〃	吉池 茂代	南方	福祉推進委員
15	〃	本多 めぐみ	石井	健康推進員
16	〃	清野 義隆	南方	消防団第六分団長
17	〃	堀内 優市	藤原田	塩川小PTA会長
18	〃	安藤 由香里	南方	北中PTA塩川支部長
19	〃	伊澤 英男	狐塚	丸子まちづくり会議
20	〃	滝沢 信幸	南方	〃
21	監事	坪井 秀夫	狐塚	前自治会長
22	〃	早乙女 守	石井	〃

	会計	大久保 善司	郷仕川原	理事
	顧問	金子 和夫	石井	上田市議会議員

(敬称略)

第2号議案

平成29年度 塩川地区会議 事業計画（案）

1 住民への啓発と地域の一体感の醸成

塩川地区会議の設立・活動状況を住民にお知らせして理解と協力を求めます。

設立記念イベントを開催し、地域内の一体感の醸成に努めます。

2 地区防災計画策定への取り組み

自治会との連携、防災訓練への協力などを通じて地区防災計画策定に取り組めます。

3 塩川地区まちづくり計画策定への取り組み

塩川地域の課題を解決し、特色を生かしたまちづくりを推進するため、今後策定される（仮称）「丸子まちづくり計画」、住民アンケートの結果等を踏まえ、塩川地区まちづくり計画の策定を目指します。

第3号議案

平成29年度 塩川地区会議予算書(案)

収入総額	500,000	円
支出総額	500,000	円
差引金額	0	円

(収入の部)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	摘要
交付金	500,000	0	500,000	本会からの交付金
合計	500,000	0	500,000	

(支出の部)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	内容
運営費	100,000	0	100,000	会議費、人件費など
活動費	350,000	0	350,000	設立記念イベントほか
予備費	50,000	0	50,000	
合計	500,000	0	500,000	

丸子まちづくり会議 塩川地区会議発足までの経過

H28年	3月29日	丸子まちづくり会議発足
	7月	住民アンケート実施される。
	11月8日	塩川自治会長連合会に丸子まちづくり会議理事3名出席。塩川地区会議の必要性について話し合い、理解を求める。
H29年	2月24日	新年度の塩川正副自治会長連合会に理事3名出席。塩川地区会議の設立について、今後の予定を協議した。
	3月29日	新旧自治会長と理事3名により、発足時の会長に鷹野忠司氏を推薦し、本人の承諾を得る。
	4月4日	鷹野氏、理事3名、事務局2名による打ち合わせ。まちづくり会議の現状把握、今後の方向性等打合せ。
	5月6日	鷹野氏、自治会長3名、理事3名により打合せ。地区会議規約、役員構成等の提案を行う。 柳沢理事から、和太鼓演奏会開催の提案があり決定した。
	5月11日	鷹野氏と理事3名で打合せ。11月設立予定を早めて6月に地区会議が設立できるよう準備を進めることで一致。
	5月29日	新旧自治会長、理事3名出席し打合せ。6月15日に塩川地区会議設立総会を開催することで決定。
	6月6日	鷹野氏、理事3名、事務局により総会進行、議案について打合せ。

丸子まちづくり会議設立の趣旨

現在の日本は人口減少時代を迎え、上田市もこの例外ではなく平成 22 年の 15 万 9 千人余の人口が、30 年後の平成 52 年には 12 万 1 千人に減少し、65 歳以上の人口は 39.5%を占めるという推計が示されています。(国立社会保障・人口問題研究所資料)

地域社会においては、生活の利便性が向上する一方で、人と人とのつながりが希薄化しており、住民にとって最も身近な自治組織である自治会は、加入率の低下や自治会役員の担い手不足が進んでいます。また、長い歴史の中で培われてきた住民共助の精神や地域内の連携力の低下などが懸念されています。

このような中、上田市は平成 18 年 3 月の合併以降、「合併に対する住民の不安を払拭する体制づくり」や「住民の自治意識の高揚や市民協働の体制づくり」、「地域のまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す「分権型自治」実現の体制づくり」を進めています。

丸子地域においては、市が推進する「分権型自治」の基礎となる「新たな住民自治組織」の設立に向け、昨年 3 月 20 日に「丸子まちづくり会議準備会」を設立しました。

この会議では、地域課題の洗い出しを行なうとともに、組織のあり方などについて検討・研究を深めるため、先進市の視察や各種団体との意見交換、タウンミーティングなどに取り組んできました。

この結果、地域住民が身近な課題の解決に向け皆で考え、地域の個性や特色を生かして自らまちづくりを行なう、「丸子まちづくり会議」を設立する運びとなりました。

「丸子まちづくり会議」は、地域の住民が誇りを持ちながら、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、課題の解決、地域の活性化に向けた活動を開始します。

今、丸子地域が未来に向け、新たな第一歩を踏み出します。

平成28年3月29日

丸子まちづくり会議準備会

塩川地区会議規約(案)

第1章 総則

(設置)

第1条 本地区区会議は、「丸子まちづくり会議」規約第6条第2項の規定により設置する。

(名称)

第2条 本地区区会議は、塩川地区会議（以下「地区会議」という。）と称する。

(目的)

第3条 地区会議は、塩川地域における市民が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を活かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

(区域)

第4条 地区会議の区域は、塩川地域の範囲とする。

(事業)

第5条 地区会議は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域振興、地域課題に関する事業
- (2) 住民、各種団体の交流又は連携に関する事業
- (3) 地区要望に関する事業
- (4) 地区内の団体育成に関する事業
- (5) 地区まちづくり計画の策定に関する事業
- (6) その他地域づくりに関する事業

(会員)

第6条 地区会議の会員は、塩川地域の住民及び各種団体とする。

(組織)

第7条 地区会議は、総会及び理事会で構成する。

- 2 部会は、必要に応じて置くことができる。
- 3 地区会議に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 地区会議に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員を選出)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

2 役員を選出方法については、別に定める。

(顧問の設置)

第10条 地区会議に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、地区会議において意見を述べることができる。

(役員等の決定)

第11条 地区会議の役員は、総会に諮り決定する。

2 会計及び顧問並びに後任役員は、理事会にて承認する。

(役員職務)

第12条 地区会議の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、地区会議を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事は、地区会議で意見を述べ調整する。

(4) 監事は、地区会議の会計及び業務の執行を監査する。

(役員任期)

第13条 地区会議の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 後任により承認された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第15条 総会は、地区会議及び団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、役員を兼務することができない。

3 代議員の選出については、別に定める。

(総会開催)

第16条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、総会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第22条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、総会を傍聴することができる。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事と顧問で構成する。

(理事会の招集と議長)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の審議事項)

第25条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第26条 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会計及び監査

(経費)

第27条 地区会議の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 地区会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 地区会議は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は、監査を実施しその結果を理事会及び総会に報告する。

(役員手当)

第31条 地区会議の役員手当は、別に定める。

第6章 その他

(委任)

第32条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 塩川地区会議の設立時の役員等は、第13条第1項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

塩川地区会議代議員名簿

平成29年6月15日

(敬称略)

自治会名	代議員氏名	自治会名	代議員氏名
石井 (14人)	水野 俊哲	坂井 (6人)	中村 勝也
	斎藤 千比呂		山口 康二
	中山 光次		長谷屋 泉
	田中 久夫		高木 道明
	宮下 経雄		福尾 英彦
	田中 博		松山 英一
	寺西 哲雄	郷仕川原 (1人)	滝沢 君男
	甲田 敏和	南方 (8人)	滝沢 文雄
	赤羽 靖昭		滝沢 廣美
	飯塚 五郎		吉池 清四郎
	清水 洋子		高末 清人
	竹政 佳代		滝沢 幸吉
	清水 清二		土屋 明重
	宮嶋 美奈子		片山 平吉
狐塚 (6人)	佐藤 勇		大森 満利
	中嶋 俊雄	藤原田 (3人)	西沢 和子
	芹沢 吾一		堀内 君子
	芹澤 正人		西沢 良美
	田中 謙一	代議員計 38人	
	小松 敏郎		

<代議員の選出方法>

規約第15条第3項「代議員の選出については別に定める」

※ 自治会ごとに、概ね人口100人につき1人の選出とする。

自治会名	人口	代議員数	自治会名	人口	代議員数
石井	1,394	14	郷士川原	94	1
坂井	603	6	南方	813	8
狐塚	565	6	藤原田	341	3
			合計	3,810	38